

# マイナンバー(個人番号)を記載した市税の申告書・申請書を提出する ときは「本人確認書類」が必要です



税に関する手続きについて、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書・申請書等を提出する際は、番号法に基づいてなりすまし等を防ぐため「本人確認」を行うことになっています。

マイナンバーの「本人確認」では、

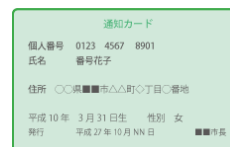
- ①「個人番号が正しいこと」 ②「本人であること」2つの確認を行います。

## 【マイナンバーカード（個人番号カード）】



1枚の両面で「本人確認」ができます。

## 【通知カード】



番号が正しいかどうかの確認書類であり、その人本人を確認する書類が別に必要です。

※マイナンバーに関する「本人確認」は税証明申請時における本人確認とは異なります。

税証明申請時の本人確認方法はこれまでと変更ありません。

※**法人番号**についての確認書類は不要です。

◎窓口では下記の書類の提示、郵送等の場合は写し(コピー)の同封をお願いします。

※提出時点では有効な内容の書類を提示または添付してください。また、これらの書類を用意できない場合はご相談ください。

## 【提出者が本人の場合】

個人番号が正しいことの確認	本人であることの確認
◇マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面	◇マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
◇通知カード	◇公的証明書のいずれか1点 ※住所または生年月日の記載があるもの 運転免許証（運転経歴証明書）・パスポート・在留カード・障害者手帳（身体・精神・療育など）・健康保険証・年金手帳、学生証などの写真付き証明書 など
◇ <u>個人番号が記載された住民票の写し</u> (住民票記載事項証明書)	◇その他の公的書類を2点 税・社会保障に関する公的な証明書や通知書、または本人以外持ち得ない書類（通帳等）
いずれか1点	

※裏面に続きます

**【提出者が代理人の場合】** ※同一世帯の人の場合は委任状不要です。

本人の個人番号が正しいことの確認	
◇マイナンバーカード（個人番号カード）の	両面
◇通知カード	
◇ <u>個人番号が記載された住民票の写し</u> （住民票記載事項証明書）	
いずれか1点	※ <u>写し</u> でかまいません

+

代理人についての確認	代理権についての確認
◇ <b>公的証明書のいずれか1点</b> ※住所または生年月日の記載があるもの 運転免許証（運転経歴証明書）・パスポート・在留カード・障害者手帳（身体・精神・療育など）・健康保険証・年金手帳、学生証などの写真付き証明書 など	〔任意代理人の場合〕 ◇ <b>委任状の原本</b> ※委任状を作成することが困難な場合はそれに準じると認められる書類
◇ <b>その他の公的書類を2点</b> 税・社会保障に関する公的な証明書や通知書、または本人以外持ち得ない書類（通帳等）	〔代理人が税理士の場合〕 ◇ <b>税務代理権証書</b>
〔代理人が法人の場合〕 ◇代理人の登記事項証明書など公的書類 と社員証など当該法人との関係を示す書類	〔法定代理人の場合〕 ◇ <b>戸籍謄本または登記事項証明書</b>

**【e L T A Xでの提出の場合】**

本人または代理人であることの確認	〔代理人の場合〕代理権についての確認
◇ <b>公的個人認証による電子署名</b> または ◇ <b>e L T A Xで認められている電子証明書</b>	◇ <b>納税義務者本人の利用者 I Dを用いた電子申告の送信</b>

e L T A Xによる提出の際は、番号確認についての添付書類は不要です。

ただし記載された個人番号等に疑義がある場合は別途確認書類の提示を求める場合があります。

**書類不備等により本人確認ができなかった場合**

番号法に基づく本人確認を行うことができなかった場合も、申告書・申請書等は有効なものとして受理しますが、マイナンバー（個人番号）の記載はなかったものとして取り扱います。